

令和7年度

- 1 居宅介護支援事業者が行う介護予防支援の指定
- 2 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント
業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業者の選定

令和7年2月

高齢福祉課・介護保険課

目次

1	居宅介護支援事業者が行う介護予防支援の指定	1
	(1) 指定に当たっての手続き	1
	(2) 地域包括支援センター運営協議会への報告	2
2	指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業者の選定	3
	(1) 委託する指定居宅介護支援事業者の要件	3
	(2) 委託業務の内容	3
	(3) 委託件数	3
	(4) 令和7年度委託予定事業者の選定	3
3	参考（関係法令等）	5
別紙1	「居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い」	8
別紙2	「山口市ケアマネジメントに関する基本方針」	9

1 居宅介護支援事業者が行う介護予防支援の指定

介護保険法第115条の22第1項により、地域包括支援センター設置者のほか、居宅介護支援事業者も介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を実施することができます。(別紙1「居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い」)

なお、介護保険法第115条の22条第4項の規定により「当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされていることから、令和7年度の介護予防支援の指定の手続きを進めるにあたり、本運営協議会の御意見を事前にお伺いするものです。

(1) 指定に当たっての手続き

指定に当たっては、事業者から提出された指定申請書類を審査し、適正な事業運営が行われる体制が確保されていること、介護保険法第115条の22第2項に規定する欠格事由に該当しないことを確認します。

また、本市では、別紙2のとおり、「介護予防ケアマネジメントに関する基本方針」を定めており、指定事業者にもこの基本方針に基づき、実施していただく必要があることから、次の内容について協力要請することとします。

① 介護予防支援に関する研修会への参加

- ・ 自立支援に資するケアマネジメント実施のため、本市が実施する研修会等に年1回以上参加していただき、要支援者に対する目標志向型の介護予防サービス計画の作成方法を共有します。

② 地域包括支援センター等との連携

- ・ 地域包括支援センターに介護予防支援についての見解を求めるなど、地域包括支援センター等と連携して介護予防支援を適切、有効に実施をしていただきます。
- ・ 介護予防サービス計画の検証のため、市・地域包括支援センターの求めに応じて情報提供をしていただきます。

(2) 地域包括支援センター運営協議会への報告

居宅介護支援事業者が行う介護予防支援については、すでに居宅介護支援の指定を受けている事業者に限られていることや、指定地域密着型サービスのような公募制の対象ではないため、新規の申請を予測することができないことから、指定後に本運営協議会に御報告します。

(参考) 居宅介護支援事業者が行う介護予防支援事業所一覧 (令和7年1月末時点)

事業所名	所在地
日吉台居宅介護支援事業所	山口市陶3968番地
ヨシヤ徳地	山口市徳地堀3939番地1
居宅介護支援事業所クローバーハート	山口市小郡上郷1745番地5

2 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業者の選定

介護保険法第115条の23及び第115条の47により、市は指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。

山口市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第2条（1）エの本運営協議会の所掌事務として、委託する指定居宅介護支援事業者の選定について規定されていることから、本運営協議会に御意見を伺うものです。

（1）委託する指定居宅介護支援事業者の要件

指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務に従事する職員は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員であり、受託する業務の円滑な遂行ができる能力のある事業者とします。

（2）委託業務の内容

- ① アセスメント（状態の把握）
- ② 介護予防サービス・支援計画原案作成
- ③ サービス担当者会議の開催
- ④ 介護予防サービス・支援計画書の説明・交付
- ⑤ モニタリング（状況の把握）
- ⑥ 評価（介護予防サービスの状況についての評価）
- ⑦ 給付管理（介護予防サービスの利用実績確認）
- ⑧ 日常の連絡調整（利用者及びサービス提供事業者との連絡調整）
- ⑨ その他介護予防支援について必要な事項

（3）委託件数

委託件数は、委託先の指定居宅介護支援事業者の業務に支障の無い範囲で委託します。

（4）令和7年度委託予定事業者の選定

委託予定事業者の選定にあたり、令和6年度に業務委託契約を締結した事業者のほか、市内にある指定居宅介護支援事業所に対して受託意向確認を行いました。

指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の受託意向申出書の内容を確認し、受託を希望した全ての事業者が委託要件に適合する事業者であると認められることから、委託予定事業者として選定すること

に関して御意見を伺うものです。

令和7年度指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の委託予定事業者一覧

【市内19事業所】

	事業所名	事業所住所	法人名	従事可能な介護支援専門員人数	研修の受講
1	医療法人社団 向陽会 阿知須同仁病院	山口市阿知須4241-4	医療法人社団 向陽会	1人	有
2	済生会山口地域ケアセンター 在宅複合型施設やすらぎ居宅介護支援事業所	山口市朝倉町4-55-6	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部山口県済生会	6人	有
3	よしき悠々苑居宅介護支援事業所	山口市吉敷佐畑4-8-1	社会福祉法人 祐寿会	1人	有
4	山口あかり園居宅介護支援事業所	山口市黒川3363	社会福祉法人 博愛会	5人	有
5	梅光苑地域サポートセンター	山口市鑄銭司12361-3	社会福祉法人 相清福祉会	4人	有
6	佐々木在宅ケアセンター	山口市泉都町9-7	医療法人社団 曙会	5人	有
7	とくち指定居宅介護支援事業所	山口市徳地八坂1330	社会福祉法人 佐波福祉会	2人	有
8	ヨシヤ徳地	山口市徳地堀3939-1	株式会社 ヨシヤ	2人	有
9	青藍会在宅医療支援センター新山口 指定居宅介護支援事業所	山口市小郡平成町1-18	社会福祉法人 青藍会	7人	有
10	済生会山口地域ケアセンター居宅介護サービス 複合施設にほ苑居宅介護支援事業所	山口市仁保中郷988-1	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部山口県済生会	1人	有
11	松井介護支援事務所	山口市上野小路24-1	株式会社和み	2人	有
12	居宅介護支援事業所おはな	山口市徳地堀1701	株式会社 おはな	5人	有
13	あじす陽だまりの家居宅介護支援事業所	山口市阿知須4724-1	有限会社エム・エッチ・ティー企画	1人	有
14	ケアライフ小鯖ケアプランセンター	山口市下小鯖520	有限会社ベストライフ	3人	有
15	青藍会 在宅医療支援センター山口 在宅マネジメントセンター	山口市吉敷中東1-1-2	社会福祉法人 青藍会	2人	有
16	居宅介護支援事業所こころのにじ	山口市小郡下郷850-20	株式会社 A K O	2人	有
17	ケアプランセンター泉	山口市秋穂東1192-7	株式会社エルクラフト	5人	有
18	ケアホーム小郡ケアマネセンター	山口市小郡新町2-10-21	医療法人社団山岸内科	2人	有
19	居宅介護支援事業所クローバーハート	山口市小郡上郷1745-5	株式会社 EDIHIRON	1人	有

【市外3事業所】

1	ケアプランセンターえびすや	防府市戎町1-7-8	株式会社ケアバディ	20人	有
2	株式会社 河村福祉サービス	宇部市大字川上720-9	株式会社 河村福祉サービス	5人	有
3	居宅介護支援事業所つむぎ	広島県東広島市八本松町飯田525-3	社会福祉法人ライフケア高砂	5人	有

3 参考（関係法令等）

（1）居宅介護支援事業者が行う介護予防支援の指定

介護保険法（抜粋）

（指定介護予防支援事業者の指定）

第115条の22 第58条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第58条第1項の指定をしてはならない。

一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

三の二号～九号 省略

3 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

4 市町村長は、第五十八条第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(2) 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部委託

介護保険法（抜粋）

（指定介護予防支援の事業の基準）

第115条の23

- 3 第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

（実施の委託）

第115条の47

- 5 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業（第一号介護予防支援事業にあっては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）については、当該介護予防・日常生活支援総合事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、当該介護予防・日常生活支援総合事業の実施を委託することができる。
- 6 前項の規定により第一号介護予防支援事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事業の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

介護保険法施行規則（抜粋）

（法第115条の23第3項の厚生労働省令で定める者）

- 第140条の36 法第115条の23第3項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。

（法第115条の47第6項の厚生労働省令で定める者）

- 第140条の71 法第115条の47第6項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。

山口市指定介護予防支援等の事業者の資格並びに事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（抜粋）

- 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援セ

ンター運営協議会の議を経なければならないこと。

- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条章（基本方針）、この章（運営に関する基準）及び次章（介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

山口市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（抜粋）

（所掌事務）

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

(1) センターの設置等に関すること。

エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業者の選定

国通知「地域包括支援センターの設置運営について」（抜粋）

5 事業の留意点

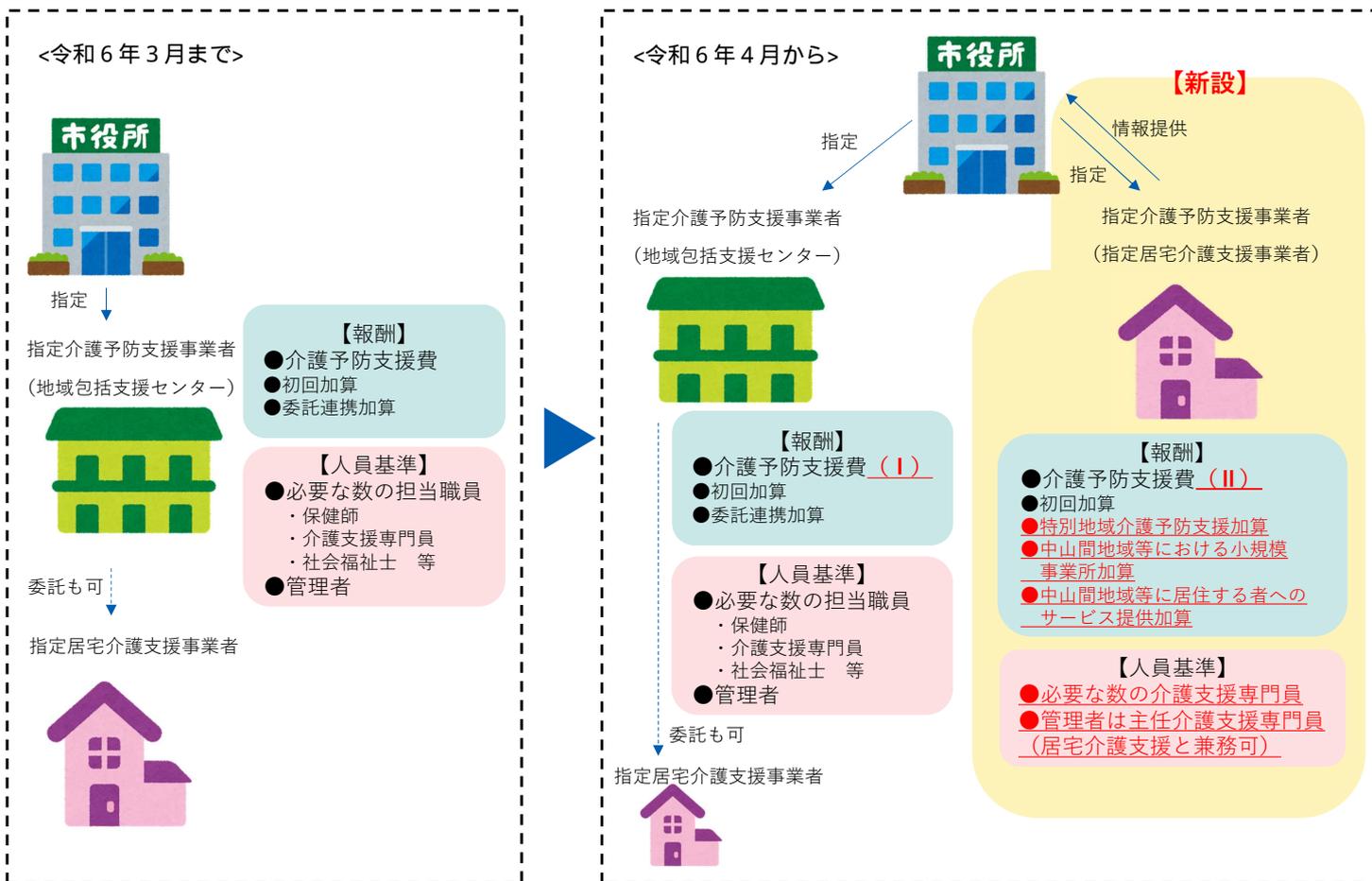
- ② センターは、包括的支援事業である4(1)①の第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）、4(4)の指定介護予防支援及び4(5)①の第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）の実施に当たっては、共通の考え方にに基づき、一体的に行うものとする。

[別紙 1] 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①

概要	【介護予防支援】
<p>○ 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】 【告示改正】</p> <p>イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】</p> <p>i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とする。</p> <p>ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。</p> <p>ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】</p>	

単位数・算定要件等	
<令和6年3月まで>	<令和6年4月から>
介護予防支援費 438単位 なし	介護予防支援費 (Ⅰ) 442 単位 ※地域包括支援センターのみ 介護予防支援費 (Ⅱ) 472 単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ
なし	特別地域介護予防支援加算 所定単位数の15%を加算 (新設) <small>※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在</small>
なし	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%を加算 (新設) <small>※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合</small>
なし	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%を加算 (新設) <small>※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合</small>
	} 介護予防支援費 (Ⅱ) のみ

1. (1) ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②



山口市ケアマネジメントに関する基本方針

山口市では、高齢者の自立支援、重度化防止や生活の質（QOL）の向上に資することを目的として、ケアマネジメントのあり方を保険者と介護支援専門員及び地域包括支援センター職員で共有するとともに、ケアマネジメントの質を向上させることで、より良い介護保険制度の運営を目指すため、次のとおり基本方針を定めます。

山口市高齢福祉課
山口市介護保険課



1. 居宅介護ケアマネジメントに関する基本方針について

本市では、「山口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成30年条例第27号）第2条に規定する「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生労働省令第38号）に基づき、居宅介護ケアマネジメントに関する基本方針を次のとおりとします。

【居宅介護ケアマネジメントに関する基本方針】

- ① 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- ② 利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択や権利擁護に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、インフォーマルサービスを含む多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスの種類や事業者が不当に偏らないよう、公正中立な立場で行います。
- ④ 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- ⑤ 要介護状態の軽減又は悪化の防止のため、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- ⑥ 自らケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

2. 介護予防ケアマネジメントに関する基本方針について

本市では、「山口市指定介護予防支援等の事業者の資格並びに事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成 26 年条例第 41 号）第 2 条に規定する「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）に基づき、介護予防ケアマネジメントに関する基本方針を次のとおりとします。

【介護予防ケアマネジメントに関する基本方針】

- ① 利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択や権利擁護に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、インフォーマルサービスを含む多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスの種類や事業者が不当に偏らないよう、公正中立な立場で行います。
- ④ 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動等との連携に努めます。
- ⑤ 利用者の介護予防のため、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- ⑥ 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画の作成を配慮して行います。
- ⑦ 利用者の自立支援につながるよう、心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割をもって生活ができるように「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていきます。
- ⑧ 自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

